

## 無料・低額診療のご案内

西熊谷病院

当院では、経済的理由により治療を受けることが難しい方を対象に、無料・低額診療を行っております。

### ○無料・低額診療事業とは

経済的な理由のために医療機関で治療を受けられない方々に、適切な治療を受けていただけるよう、無料または低額で診療を行うものです。

### ○対象者と減免額

対象となる方、及び減免の範囲は以下の通りです。

#### ①生活保護を受けている方

入院及び外来通院にかかる医療費の全額が免除されます。

#### ②自立支援医療の所得区分のうち低所得 1 及び低所得 2 に該当する方

外来通院にかかる医療費自己負担分の全額を免除します。

#### ③その他、特に必要と認められる方

所得等の状況を考慮し、個別に減免の範囲を決定します。

### ○利用の申し込み

当院の受付窓口までお申し出ください。申請書にご記入いただきます。

お申込みにあたり、減免対象に該当しているかを確認させていただくため、以下の資料のご提出をお願いしております。

- ・自立支援医療の所得区分のうち低所得 1・2 に該当する方：自立支援医療受給者証のコピー
- ・その他特に必要と認められる方：ご本人及びご家族の所得を証明するもの 他

### ○その他

- ・減免は当院での診療に限って適用されます。他の医療機関での診療は対象になりません。
- ・減免が決定した方には「無料・低額診療受給者証」を発行します。この受給者証の有効期限以降も引き続き減免を受けたい場合は、再度お手続きをお願いします。
- ・減免対象に該当しなくなったときは、速やかに受付窓口までお申し出ください。

ご不明な点などございましたら、窓口へお問い合わせください。

電話（代表） 048（522）0200